第5次宇都宮市総合計画改定基本計画策定方針

1 計画改定のねらい

- ・ 本市においては、平成27年頃に人口がピークに達することが見込まれ、 人口減少局面への突入を間近に控えるとともに、一層の高齢化の進行や生産 年齢人口の減少など、年齢構造の変化が顕著となることが想定される。
- ・ また、東日本大震災等を踏まえ、市民の安全・安心を安定的に確保できる 持続可能な都市の形成に対する要請がこれまで以上に高まりを見せるなど、 本市のまちづくりを取り巻く環境は、大きな変化を見せている。
- ・ このようなことから、「将来のうつのみや像(都市像)」の実現に向け、社会 経済環境の変化やこれまでの施策の達成状況等を踏まえ、より効果的・効率的 な取組へと再構築しながら後期計画の具体化を図るため、総合計画基本計画を 改定する。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

- ・ 地方自治法による基本構想の策定義務が廃止されたが、本市においては、 今後とも、平成20年に制定した「自治基本条例」に基づき、総合計画を 長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として 位置付け、推進する。
- ・ また、今回改定する後期基本計画は、人口減少など、社会経済環境の大きな変化の中でも、持続的な発展を図れるよう、重点的・戦略的に展開する施策等の方向を明らかにした計画とする。

(2) 計画の期間

平成25 (2013) 年度から平成29 (2017) 年度までの5年間

(3) 基本計画の構成

都市空間形成の基本方針, まちづくり戦略プラン, 分野別計画 など

【総合計画の構成】

基本構想 目標年次: おおむね15年後の平成34(2022)年

(平成20年3月議決)

基本計画 計画期間: 前期5年,後期5年の計10年(今回改定)

実施計画 計画期間: 3年(毎年度見直し)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	Н33	H34
基本構想	目標年次:おおむね15年後の平成34年														
基本計画		前期	計画:	5 年			後期	計画:5	年						
実施計画		3年計画 年度見直													

3 計画改定の基本的な考え方

- ・ 基本構想に掲げた「将来のうつのみや像(都市像)」の着実な実現に向け、 次期5か年間で解決すべき課題や目指すべき方向性を明らかにしながら、 より実効性の高い計画を策定するものとする。
- ・ 策定に当たっては、基本構想に即しつつ、とりわけ、後期計画期間中において顕著になると考えられる社会潮流の変化などを、次のとおりとらえるものとする。

(1) 人口減少局面への突入と人口構造の変化

- ・ 日本が人口減少社会,少子・超高齢社会を迎える中,本市の人口において も,平成27年(2015)年頃をピークとし,減少に転ずると見込まれる。
- ・ 人口構造を見ると、生産年齢人口は、平成17(2005)年調査をピークに既に減少に転じており、今後もその傾向が続いていくと見込まれる。 一方で、高齢人口は、いわゆる"団塊世代"の高齢化などにより、著しく増加することが見込まれる。
- ・ 本市の合計特殊出生率は、平成元年の1.63から、平成17(2005)年には1.40まで落ち込んだ後、平成21(2009)年には1.52になるなど回復傾向にあるが、今後、生産年齢人口の減少に伴い、子どもの絶対数の減少が見込まれる。
- ・ 今後, 高齢者に対する介護・福祉・高齢者医療のニーズのさらなる増加が 見込まれる一方, 生産や消費の中心である生産年齢人口の減少に伴い, 地域 の活力の低下が懸念される。
- ・ また, 高齢者が元気に安心して生活でき, 地域の活力維持の担い手として 活躍できる環境, 仕事と家庭が両立でき, 安心して子どもを生み育てられる 環境などが求められている。さらには, 安定維持が可能な福祉等の構築が 求められている。

(2) 家族や地域の変容

- ・ 高度経済成長期等を経て、核家族化の進行やライフスタイルの多様化などから、家族の在り方が次第に変容し、本市においては、近年、単身世帯の割合が上昇傾向にあるとともに、未婚率についても、昭和60年以降男女ともに上昇傾向にあり、今後とも同様の傾向が続くと見込まれる。
- ・ 特に、本市における、高齢者の単身世帯が全体に占める割合は、平成17 (2005)年には6%であるが、今後大きく増加を続けていくことが見込 まれており、また、未婚率についても上昇傾向にあることなどから、地縁・ 血縁関係の希薄化や社会的孤立、地域コミュニティの活力の低下などが懸念 される。

- ・ 一方で、東日本大震災により多くの国民が被災者となる中、地縁や人との 関わりの大切さがこれまで以上に認識されており、家族や地域との強い絆や 連帯意識の醸成が求められている。
- ・ また、本市におけるNPO法人数については、増加を続けているとともに、 震災を機に市民のボランティア活動が活発化するなど、多くの市民などが 公共の領域の担い手として活躍の場を広げている。
- ・ 今後,市民や団体,企業,NPO,行政など,様々な主体がそれぞれの 強みを生かして相互に補完し合いながら,社会的な課題に対応していくこと が求められている。また,共生の意識を持って良好な人間関係が構築できる, 家族や地域を支える人材が求められている。

(3) 地域産業・経済を取り巻く状況の変化

・ 日本経済は平成21年秋頃から徐々に持ち直しつつあるものの、依然 厳しい状況にある。こうした中、本市の市内総生産についても、平成19年 まで増加傾向にあったが、平成20年に減少に転じている。

また,経済成長率(実質ベース)についても,平成20年に,全国的な 状況と同様にマイナス成長になるなど,厳しい状況にある。

- ・ 本市の中心商業地においては、歩行者・自転車の通行量が、昭和60年 以降減少傾向にあり、事業所数や売場面積の減少とあわせて、空き店舗が 慢性的に存在している。
- ・ 今後も地域経済の先行きが不透明な中、本市の活力維持や発展に向け、 景気対策や安定的雇用の確保が求められている。
- ・ また、労働人口の減少を補って、高い生産性や付加価値、競争力などを 生み出すことのできる産業やその担い手となる人材が求められている。 さらには、本市の持続的な発展に向けて、賑わいや活力を生み出す、交流 人口・定住人口の増加が求められている。

(4) 安全・安心で環境にやさしい都市づくりへの要請の高まり

- ・ 都市づくりや市民生活,企業活動などにおいて,地球温暖化防止などの 環境負荷の低減や自然エネルギーの普及などに対する社会的な要請が 高まってきている。
- ・ 市内の住宅戸数は、昭和58年度以降増加を続けている中、平成20年に おける空き家率が約14%に達し、全国平均を上回っている。
- ・ 本市においては、東日本大震災により、市内で約17,000棟の住宅、 道路や公共施設などに大きな被害を受けたことなどから、災害に強い安全な 都市づくりへの要請が高まっている。

- ・ 日常生活の足となる公共交通については、地域住民が主体となった地域内 交通の導入が進んできているが、依然として公共交通の利用に不便をきたし ている地域が存在している。
- ・ 今後,地域特性や周辺環境,市民の居住ニーズ等に応じて,高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に暮らすことのできる住環境の形成,災害にも強く,環境に配慮した都市基盤の形成などが求められている。また,高齢者の増加に対応し,低炭素社会の形成にも資する,円滑で利便性の高い公共交通ネットワークの形成が求められている。

4 策定の体制・進め方

市民などからいただく意見を踏まえながら、今後展開すべき施策の検討を行うため、次の体制により、計画の改定に取り組むものとする。

(1) 庁内組織 (総合計画策定本部)

ア 基本計画中間総括評価の実施

前期基本計画に掲げた目標の達成度や施策の進捗状況などについて評価を実施し、課題を把握しながら、今後の取組の方向性を検討する。

イ 分野別計画の見直し及びまちづくり戦略プランの検討

後期計画の具体化に向け、社会経済環境の変化や中間総括評価、アンケート結果等を総合的にとらえ、施策体系や取組等の見直し、重点的に推進する 取組の検討などを実施する。

(2) 庁外組織

ア 総合計画前期基本計画の評価に関する市民懇談会

有識者や公募市民などで構成する市民懇談会を設置し,総合計画策定本部で実施した基本計画中間総括評価について,外部からの評価をいただく。

イ 総合計画策定に関する懇談会

学識経験者,関係機関・関係団体の役職員などで構成する策定懇談会を 設置し,総合計画基本計画改定の内容について意見をいただく。

(3) 総合計画調査特別委員会(議会)

今後のまちづくりの主要な課題などについて調査するために、平成23年9月、市議会において設置された総合計画調査特別委員会から、意見をいただく。

(4) 市民の意見の反映

- ・ 市民アンケート調査の実施
- パブリックコメントの実施

5 策定スケジュール

(1) これまでの取組

平成23年 7月 庁内策定本部の設置

中間総括評価の作成等, 庁内検討の開始

9月 市民アンケート調査の実施

(2) 今後の予定

平成23年12月頃 総合計画前期基本計画評価市民懇談会の設置・運営

(平成24年3月頃まで)

24年 8月頃 総合計画策定懇談会の設置

12月頃 基本計画(改定計画)素案の作成

パブリックコメントの実施

25年 3月頃 基本計画(改定計画)の庁議決定・公表